

# 群馬大学医学部附属病院先進的医療開発等経費取扱内規

平成22. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 7. 14

平成27. 12. 8 平成28. 4. 1

平成29. 6. 13 平成30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院保険診療管理センター（以下「センター」という。）規程第7条の規定に基づき、先進的医療開発等経費の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この内規において、先進的医療開発等経費とは附属病院で診療を行う患者のうち、教育・研究・先進医療開発上極めて有意義と判断されるもの、又は教育・研究・先進医療開発に協力すること等により、当該患者に特別の精神的・肉体的負担をかけること等、その診療が特に広く医学の教育・研究・開発に貢献するものと認められる患者に対して、その診療に要する費用を免除するための経費をいう。

(申 請)

第3条 診療科長は、次に掲げる診療において先進的医療開発等経費により患者の診療に要する費用を免除する場合には、必要事項を記載した申請書を病院長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 事前に倫理的妥当性の承認を受けた侵襲的な医療行為
- (2) 侵襲性のない保険適応外の検体検査
- (3) その他医学の教育・研究・開発に貢献するもの

2 申請に係る事務は、センターが行う。

(保険診療管理センター専門委員会による審査)

第4条 病院長は、前条の申請を承認するに当たっては、あらかじめ保険診療管理センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮り、その適否について意見を聞くものとする。

2 専門委員会の委員長は、病院長より前項の諮問があったときは、すみやかに専門委員会を開催し、その結果について病院長に報告するものとする。

(記録及び報告)

第5条 診療科長は、第3条に定める承認を得た場合には、患者又は親族若しくは後見人の同意を得て、患者の診療録等に先進的医療開発等経費による診療であることを記録する。

2 診療科長は、先進的医療開発等経費の診療が終了したときは、必要事項を記載した報告書により病院長に報告し、患者の診療録等に先進的医療開発等経費の診療が終了したことを記録する。

(料金の徴収)

第6条 病院長は、先進的医療開発等経費にかかる診療を行う患者が、附属病院の諸規則等に従わないとき、若しくは診療の中止を申し出たときは、その日の翌日から群馬大学医学部附属病院諸料金規程に定める料金を徴収する。

(免 除 額)

第7条 先進的医療開発等経費の年間予定免除額は、医学部附属病院予算委員会において審議するものとする。

2 先進的医療開発等経費の免除に関する取扱いの状況は、センターから臨床主任会議に報告するものとする。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。